

京都社保協 事務局通信

41期-第10号 2020.4.27

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都6F Tel 075-801-2526 Fax 811-6170

mail:shahokyo@labor.or.jp http://kyotosyaho.web.fcc.com

5月9日・10日「コロナ問題・雇用と暮らしの電話相談会」開催。多くの方に広げてください

京都社保協は、自由法曹団・民医連・生健会・京商連・京都総評などと「雇用とくらの電話相談会」を開催します。9日は10時から17時（フリーダイヤル0120-007-177、法律相談は075-256-3360でも受け付けます）。10日は10時から16時（フリーダイヤル0120-077-177）です。相談員は、弁護士・ケースワーカー・ケアマネジャー・生健会や京商連・京都総評・京都社保協の役員が対応する予定です。

非正規労働者、業者、学生、子ども、女性、さまざまな不安や悩みをに寄り添い、解決策を模索できればと思います。ぜひ、地域や職場で広げてください。

いのちと暮らしを守る
新型コロナウイルス感染症
なんでも電話相談会

5月9日(土)10:00~17:00
フリーダイヤル(通話料無料・どなたでも、どこからでも)
0120-007-177
法律相談は、075-256-3360 でもお受けします。

5月10日(日)10:00~16:00
0120-007-177

京都市国保条例改正成立、傷病手当金制度がスタート。府民のいのちと雇用・暮らしを守るために、加盟団体・地域社保協が奮闘しています

24日、京都市議会は、国保条例を改正し「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した、又は感染の疑いがあるために労務に服することができない被用者を対象とした傷病手当金（約60%）を支給する」制度を成立させました。長年、国保にも傷病手当金をとの要求が一步前進したのと言えます。また、この条例改正に際して、京都社保協は、「被用者に限らず」「8割支給」の請願を提出しています。この請願は5月議会で審議される予定です。

また、「子ども医療費無料化制度を国と自治体に求める京都ネットワーク」は、14日に子ども医療費無料化を京都市に求める要請書を提出しています。

新型コロナウイルス感染症に関わって、きょうされん、京保連、新婦人、京都総評、生健会、京商連、自治労連、府職労連、市職労、医労連、福保労、年金者組合、右京社保協などが自治体に要望書や要請書などを提出しています。